

京都府立井手やまぶき支援学校 学校運営協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会の実務部会として、名称は京都府立井手やまぶき支援学校学校運営協議会と称する。（以下「協議会」という。）

（目的）

第2条 この規則は、「京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年3月15日京都府教育委員会規則第2号）」に則って、本校の協議会における活動に、必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨）

第3条 協議会は、学校運営に関して京都府教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域全体での学校運営の支援や児童生徒の健全育成を目指すものとする。

（会長、副会長及び協議会構成委員）

第4条 会長、副会長及び学校運営協議会委員は、学校長が委嘱した常任委員で構成する。

2 協議会委員は10名までとし、任期は1年とし、再任は妨げない。任期途中で離任を申し出る場合は本会構成委員の過半数が認める場合離任することができる。

3 協議会は委員互選により役員会を構成し次の役員を置く。但し、部会事情により副部会長をおくことができる。

会長 1名

副会長 1名

部会長 各部会1名

庶務 1名

4 役員は、企画・立案及び議事の記録、会の案内、企画・推進のための連絡・調整、情報発信を行う。

5 庶務は、井手やまぶき支援学校に置き、議事の記録、会の案内、企画・推進のための連絡・調整、情報発信を行う。

（協議会及び委員の活動内容）

第5条 協議会は、年間を通じて地域の声を聞き、学校行事等に参加する中で、学校・地域・家庭での子どもの様子について情報収集を行う。

2 協議会は、以下の事業企画・運営を行う。

（1）CS運営支援部

（2）スポーツ・文化を楽しむ部会

（3）キャリア教育部会

- 3 協議会は、協議会委員と学校教職員、PTA 役員との懇談会を適宜開催する。
- 4 協議会は、関連団体との交流を行う。
- 5 協議会は、知識・技術向上のため研修を適宜行う。

（保護者や教職員、地域からの意見反映の方法）

第6条 保護者や教職員、地域からの意見等については、会長、副会長及び学校運営協議会委員に知らせ、検討事項は、協議会で協議する。

（規約の変更について）

第7条 本規約の変更については、本会の常任役員の過半数をもって決議された場合に有効とする。

附則

この規則は、令和5年6月22日から施行する。